

公の施設の点検結果票

点検実施 令和6年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市御津老人福祉センター		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] 福祉・保健センター		
③ 担当課名	高齢者福祉課		
④ 開設年月日	昭和59年3月30日		
⑤ 所在地	岡山市北区御津宇垣1227-2		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	6,305.16m ²	
	構造/延床面積(m ²)	鉄筋コンクリート造2階建 / 926.88m ²	
	建設費(単位:千円)		
	施設内容	事務室1、生活相談室1、健康相談室1、教養娯楽室2、男女用トイレ各2、身障用トイレ1、厨房2、大浴室(脱衣室付き)1、小浴室(脱衣室付)1、大集会室1	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 老人福祉法 第15条
② 設置条例	[条例名] 岡山市御津老人福祉センター条例
③ 条例に規定された設置目的	老人福祉法の規定に基づき、地域の高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的として設置。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	高齢化が進む地域において、高齢者の健康の維持や気軽に集い交流をする場の確保
⑤ 設置目的等の達成状況	下記利用実績による

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(公募)			
② 開館日	月～金(祝日、年末年始除く)			
③ 開館時間	8時30分～17時15分			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	1,975人		
	令和4年度	797人		
	令和5年度	2,902人		
⑤ 主な利用者	地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	現在、大きな支障は出ていないが、築40年を経過し、建物全体で老朽化が進行しているため、大規模改修を検討する必要がある。			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	16	16	16	16	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	70	98	65	82	
収入合計		86	114	81	98	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	4,030	4,030	4,030	4,030
		補助金等	0	0	0	0
		小計	4,030	4,030	4,030	4,030
	直接経費	維持管理費	204	0	0	0
		光熱水費	2,173	1,976	1,271	1,624
		その他	0	0	0	0
		小計	2,377	1,976	1,271	1,624
	支出合計		6,407	6,006	5,301	5,654
	収支差額		-6,321	-5,892	-5,220	-5,556

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金	0	0	0	0	
	指定管理料	4,030	4,030	4,030	4,030	
	補助金等	0	0	0	0	
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		4,030	4,030	4,030	4,030	
支出	管理運営費	人件費	2,700	2,693	2,604	2,649
		施設維持管理経費	1,000	824	744	784
		事務費等	320	503	673	588
	小計		4,020	4,020	4,021	4,021
	事業費	0	0	0	0	
	その他	10	10	9	10	
支出合計		4,030	4,030	4,030	4,030	
収支差額		0	0	0	0	

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	屋上のアスファルト防水コンクリート押えの更新及び 建具廻りシーリングの更新必要。

6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	必要性あり
	高齢化が進む地域において、高齢者の健康維持や気軽に集い交流をする場として必要である。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	指定管理者
	現在、指定管理で支障なく運営しており、今後も指定管理が妥当と考える。
③ 指定管理者とする場合の選定方法 非公募の場合	公募
	非公募とする理由
	根拠規定
	指定管理者の候補者名
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)